省　令

○国土交通省令第一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十四条第三項の規定に基づき、地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十五日

農林水産大臣　坂本　哲志
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（利害関係人の意見の聴取） **第九条**　法第二十四条第二項の規定による意見の聴取は、関連事業計画の案を当該市町村の事務所において三十日間公衆の縦覧に供してするものとする。 ２・３　（略） （関連事業計画の公表） **第十条**　法第二十四条第三項の関連事業計画の内容の公表は、当該計画を作成し、又は変更した日から一週間以内に、当該内容を当該市町村の事務所に掲示するとともに、当該市町村のウェブサイトに掲載して行うものとする。	（利害関係人の意見の聴取） **第九条**　法第二十四条第二項の規定による意見の聴取は、関連事業計画の案を市町村の事務所において三十日間公衆の縦覧に供してするものとする。 ２・３　（略） （関連事業計画の公表） **第十条**　法第二十四条第四項の関連事業計画の内容の公表は、当該計画を作成し、又は変更した日から一週間以内に、当該内容を市町村の事務所に掲示して行うものとする。

附　則

この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。

○環境省令第四号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項、第十四条の三第一項及び第二十七条の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十五日

環境大臣　伊藤信太郎

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令

（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）

第一条　水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第二（第九条の三関係）

改正後		改正前	
有害物質の種類	基準値	有害物質の種類	基準値
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第二（第九条の三関係）

改正後		改正前	
有害物質の種類	基準値	有害物質の種類	基準値
（略）	（略）	（略）	（略）

（排水基準を定める省令の一部改正）

第二条　排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第一（第一条関係）

改正後		改正前	
有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
（略）	（略）	（略）	（略）
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇二ミリグラム	六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム
（略）	（略）	（略）	（略）
備考 （略）		備考 （略）	

別表第二（第一条関係）

改正後		改正前	
項目	許容限度	項目	許容限度
（略）	（略）	（略）	（略）
大腸菌数	日間平均八〇〇（単位　一ミリリットルにつきコロニー形成単位）	大腸菌群数	日間平均三、〇〇〇（単位　一立方センチメートルにつき個）
（略）	（略）	（略）	（略）
備考 （略）		備考 （略）	